平成28年度第1回　大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　平成28年9月15日（木）午前10時～12時

■場　所　　日本赤十字社　大阪府支部　４０１会議室

■出席者　　一村委員、伊藤委員、入澤委員、大橋一功委員、角野委員、草島委員、黒田委員、柴田委員、松風委員、白砂委員、杉田委員、園田委員、高沼委員、竹内明子委員、竹内和雄委員、永藤委員、林委員、福川委員、藤田委員、松浦委員、矢橋委員

（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成28年度第1回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、青少年・地域安全室長から、ごあいさつを申し上げます。

青少年・

地域安全

室長

　　　　　大阪府青少年健全育成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。まず、各委員の先　　　生方には、このたびは、大変お忙しいなか、本審議会の委員にご就任頂きまして、改めて御礼申し上げます。

さて、本審議会におきましては、これまでに大阪の青少年施策の在り方について、様々な観点

　　　　から調査審議をいただき、府に対する数々の提言をいただいてまいりました。昨年度は、寝屋川市の事件を受けまして、ネット社会における青少年の保護のあり方について、特別部会を設置し、集中的にご審議をいただき、本年３月に提言をいただいたところです。

　　　　　本日は、この提言に基づく現在の取組状況についてご報告いたしますとともに、今年度取組を進めております、市町村における青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組み整備についてご報告させていただく予定でございます。限られた時間ではございますが、何卒忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

事務局　　本審議会委員の総数は28名で、本日、ご出席の委員は21名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本来でございましたら、この場で、本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただくところですが、お手元にお配りしております委員名簿及び配席表にて、ご紹介は省略させていただきます。

　それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。会長が選任されるまでの間は、青少年課長が進行させていただきます。

青少年

課長

　　　　　会長が選任されるまでの間の進行を務めさせていただきます。

議題（1）の本審議会の会長の選任でございますが、会長は、審議会規則第4条第1項の規定

により、互選によりこれを定めることになっております。お手元に委員名簿をお配りしておりますが、どなたか会長のご推薦につきましてございますか。

松風委員　教育分野の識見を有し、広く青少年問題にも造詣が深い、角野委員にお願いしてはどうでしょうか。

青少年　　ただいま、角野委員を会長にとのご意見をいただきました。いかがいたしましょう。

課長

全委員　　異議なし

青少年　　異議なしということでございますので、角野委員に会長をお願いしたいと存じます。

課長　　では、審議会規則第5条第1項の規定により、会長が議長を務めていただくこととなっておりますので、以降につきましては、角野会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、角野会長よろしくお願いいたします。

会長　　　皆さんこんにちは。関西外国語大学の角野でございます。皆様のご協力をいただきながら、円滑に中身のあるものとして運営していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、議題（2）の会長代理、部会長及び部会に属する委員の指名に移りたいと思います。

会長代理については、審議会規則第4条第3項の規定により会長が指名することとなっておりま

す。会長代理につきましては、これまで長きにわたって、本審議会を支えていただいている園田委員に引き続きお願いしたいと思いますが、園田委員よろしいでしょうか。

委員　　　はい。

会長　　次に、常設部会に属していただく委員について、審議会規則第６条第３項に基づき、審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点で、私から指名させていただきます。

まず、第１部会委員は、有害図書類の指定に関する事項を審議していただきますので、学識経験者からは、精神医学、メディアリテラシー、福祉、刑法、教育の専門分野から、関係業界からは、図書類を発行、販売されている団体から、青少年関係団体からは、保護者の代表として、そして公募委員のご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、柴田真理子委員、手取義宏委員、松風勝代委員、園田寿委員と私、関係業界団体から、藤田彰委員、伊藤廣幸委員、青少年関係団体から竹内明子委員、一般公募から、松浦宏樹委員、林広人委員にお願いしたいと存じます。また、部会長は手取義宏委員にお願いしたいと存じます。

次に、第２部会委員は、有害玩具刃物類の指定に関する事項を審議していただきますので、

学識経験者からは、犯罪心理、法律、教育の専門分野から、関係業界からは、玩具刃物類を取り扱っておられる団体から、青少年関係団体からは、青少年育成団体からのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、白井利明委員、黒田泰子委員と私、関係業界から、辻元達雄委員。青少年関係団体から､石橋寿惠夫委員にお願いしたいと存じます。また、部会長は黒田泰子委員にお願いしたいと存じます。

　第３部会委員は、子どもの性的虐待の記録に関する事項を審議していただきますので､学識経験者からは、メディアリテラシー、福祉、刑法、法律、教育の専門分野から、関係業界からは、出版・販売されている団体及び電気通信事業者として青少年の携帯利用環境整備に取り組まれている団体からのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、手取義宏委員、松風勝代委員、園田寿委員、黒田泰子委員と私。出版、販売されている関係業界から、藤田彰委員、高沼英樹委員、電気通信事業者から、矢橋康雄委員にお願いしたいと存じます。また、部会長は園田寿委員にお願いしたいと存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。議題は、「平成２８年度３月の提言を受けての取組内容について」です。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　　平成２８年３月の提言を受けた取組状況について説明させて頂きます。資料１をご覧ください。昨年８月に寝屋川市で起きた中学生が犠牲となった痛ましい事件を受け、スマートフォンの急速な普及が青少年を犯罪に近づきやすくしているのではないかとの問題意識から、スマートフォンの有用性と危険性の両面を踏まえ、青少年がこれを賢く使うにはどうしていけばいいのか」を視点に、昨年11月から特別部会を設置して３回、集中的な審議を行っていただき、本年３月に提言をとりまとめて頂きました。

「ネット社会における青少年保護のあり方について」と題した提言の中で、大きく４つの方向性についてお示し頂きました。１つめは「フィルタリング利用の促進」、２つめは「子ども・保護者・教員等のネットリテラシー向上のための教育啓発」３つめは、そのネットリテラシー向上のための教材づくり、４つめは相談窓口の広報です。

これらの提言に基づき、今年度、府が行う取組としましては、まず子ども達が主体的に考える場の設定として、「ＯＳＡＫＡスマホサミット２０１６」を１２月に開催する予定です。今年度は府内から１４校約６０名の小中高校生が１２月のサミット本番まで３回のワークショップを通じてスマホの賢い使い方を議論します。今回から初めて小学生が参加しています。

８月には、スマホの利用実態についてアンケート調査を行いましたが、昨年の２倍の110校・4万人の生徒から回答がありました。この問題への関心が非常に高いことがうかがえます。１２月のサミットでは、彼らが取り組んだ「啓発動画」「スタンプ」「小学生向け紙芝居」「スマホ依存を防止するアプリ」を発表するとともに、子どもと大人がスマホの利用について意見をぶつけあうトークセッションを行う予定です。また、この資料には記載していませんが、大人への研修の場として「スマホＳＮＳトラブルから子どもを守る指導者研修」も実施しています。

次に、「低年齢化」に対応したネットリテラシーの向上のための教育・啓発についてです。

小学生のためのネット安全安心教室を10月から交野市の５つの小学校でモデル実施します。今回の小学３・４年生を対象としたものは全国初の取組になります。年齢の近い大学生講師による出前授業を実施し、小学生にネットの安心・安全な利用を啓発するとともに、その保護者にも大人講師によるネットの有用性や危険性について考えてもらう親講座を実施します。

以上、これらの取組成果をＤＶＤ付き教材にとりまとめて府内全ての小中高校に配布する予定です。これにより、取組に実際に参加した生徒や親のみならず、各学校・地域・家庭でネットリテラシー向上に向けた取組が活発化し、ネットリスクが低減することを狙いとしております。

最後に、相談窓口についての広報ですが、先ほどのＯＳＡＫＡスマホサミットを周知するとともに、ネットトラブルの相談機関・連絡先を記載したカードを１万枚作成し、府内の中学・高校等に配布する予定にしております。

これからも、当審議会からの提言を踏まえ、大阪の子どもをスマホ・ネットの危険性から守り、スマホ・ネットを賢く利用できる力を身に付けられるような取組を進めていきたいと考えております。

会長　　　　昨年度、様々な専門分野からなる特別部会において集中審議し、それぞれの観点からまとめた提言の内容をうまくまとめて反映された取組だと思います。青少年がネットで加害者にも被害者にもならないよう、ぜひこの取組を続けていただきたいと思います。ご意見等ございますでしょうか。

委員　　　　「スマホＳＮＳトラブルから子どもを守る指導者研修」の対象者と規模を教えてください。

　　　　　実はこの研修について初めて聞きました。私が活動している団体や地域でも聞いたことがありません。それに、府立高校であれば先生方は府の職員ですので、全員を対象にして実施しているのかと思ったのですが、そうではないのですね。

事務局　　　６月から募集をはじめ、11校から申し込みがありました。約800人が受講予定です。府教育委員会や大阪市、堺市の教育委員会、ＰＴＡ協議会を通じて周知し、応募のあった学校・団体で開催しています。これからも広く周知するようにしたいと思います。教職員の皆様には、各教育センターにおいてたくさんの研修がありますが、そのうちの一つとしてこの研修をご活用いただけたらと思っています。

会長　　　　教員の場合、授業に支障の無い範囲で研修に出席するのですが、全員は行けないので、伝達講習を行うことで実際に広げていっています。この研修についても同様だと思います。他にご意見ご質問はありませんか。

委員　　　　こういう問題には、これをやったら大丈夫という特効薬はないんですね。交通安全教育と同じようなものだと私はいつも言っています。交通安全で言えば、信号を増やすとか道路環境整備をするとか、安全教育をやるとか。少しでも安全に役に立つものがあれば実施していくんです。

　今、取組内容の全体について説明を受けましたけれども、こういうことをやっていけば安心に資するだろうと思います。ですので、今後もご説明のあった取組は進めていただきたいと思います。ちなみに、この取組内容については動画をネット配信したりはしているのですか。

事務局　　　スマホサミットについては10分程度にまとめた動画を当課ホームページに掲載してYoutubeで配信しています。先ほど資料１でご紹介しました、ネットトラブルの相談機関・連絡先を記載したカードにＱＲコードを掲載しておりまして、そこにアクセスすると動画が見られるようになっています。こうしたことにより、より一層周知していこうと考えているところです。

委員　　　　これ、いいですね。このＱＲコードはもっと周知していったらいいと思います。

会長　　　　私、教員養成の仕事をしているのですが、教員採用試験の集団討論で、５つの都道府県でスマホをテーマにしていました。どの都道府県でも非常に関心が高い問題だと思います。特別部会長、何かご意見はございますか。

委員　　　　特別部会では、熱心にご議論いただきありがとうございました。先ほどのＰＴＡの方からのご意見、ありがとうございます。おっしゃる通り、先生方はこの問題について知らないんです。ＰＴＡの方も困っていて、なんとかしたいと思っているんです。何年か前の会議でＰＴＡの方が、こういう研修が多くて辟易としているとおっしゃって、ショックを受けたんですが、そうでもないんですね。著名な方から無料で受講できるものもあるので、是非ご活用いただけたらと思います。

　　　　　　私から２点あります。１点目、この７月に文部科学省の中央教育審議会の学校安全の部会に呼ばれたんです。実は津波や震災のように大変やと文部科学省が思ったのが、ポケモンＧＯなんです。そういう機運になっています。それから、スマホサミットですが、このＤＶＤ付きの事業報告の冊子がとても現場の先生方の参考になっています。

　　　　　　２点目は、交野市で行う小学生向けの出前授業についてです。これは特別部会の、低年齢に向けた対策をという提言を受けてのものですが、全国初の取組みになります。大阪から新たなものを始めていけたらと思っています。

　　　　　　サミットの中でやりたいと要望の上がったことで特徴が２つあります。１つは、小学校１年生から対応が必要ということなんですね。小学生に分かるように「紙芝居」をつくるとメンバーの中学生が言いました。もう１つは、スマホ依存を啓発するためのアプリをつくりたいということなんです。子どもたちは必死に考えています。その思いを何とか形にして応援してあげたいなと思っています。

　　　　　　寝屋川の悲しい事件が起きてしまったのが大阪です。何とかしなければと思っています。寝屋川で開かれたサミットに参加したのですが、子どもたちが、「大人はどう思っているの？私たちにだけ任せないで。」と言ったんです。大人ができることを、彼らの意見を聞きながらやっていくことが大事だと思います。

会長　　　　いま、ポケモンＧＯの話が出ましたが、大人のほうがはまっていますよね。こういうのを見ていると、子どもの問題だけではなくて、大人の問題でもあるなと思いますよね。そのほか、何かご意見等ありませんか。

委員　　　　私は会社でコンプライアンスを担当しておりまして、社内で研修をよくやっているんです。すると、その研修に来ている人は意識が高いので、逆に心配ないんです。心配なのは研修にも来ない社員なんです。この取組みは非常に良いと思うんですが、参加している人はもう意識が高いと思うんです。参加していない人をどう取り込んでいくのかが、これからの課題だなと思いました。

委員　　　　ＰＴＡも同じ問題を抱えているんです。研修などやっても、役員ばかり聞きに来て、本当に問題を抱えた人が聞きに来ないんです。募集して来る人だけじゃなくて、何か強制みたいなものができるようにならないかなと考えます。本当にＰＴＡにとってもこれは課題なんです。同感だなと思いました。

会長　　　　学校側も教員の方々もこの問題に対してだいぶ意識が高くなってきたと思います。おそらく学校の先生も、スマホがどういう仕組みになっているかどんな世界が広がっているのか知らない人も多く、こういったことは求められていると思います。また教育センターあるいは教育委員会にアクションしていただければと思います。

委員　　　　私は子どもの人権を担当しておりまして、こどもの人権110番での相談ですとか、いじめ授業というのを行っています。法教育やいじめ授業を活用するのはどうかなと思います。今、いじめ授業の中で、具体的な場面を示して考えてもらっています。先ほどあった紙芝居ですとか、１か月、数か月毎にどんどんアップデートして、もっと子どもたちが考えたものを教材にして取り入れていったらいいのではないでしょうか。法教育の授業をやっていると、他のクラスの先生方も聞きにいらっしゃいます。こんな風になっているとは知らなかったとおっしゃいます。先生方は実態についてご存知ないことがまだまだあるのだと感じます。スマホの問題は、いじめ・依存・不登校など、いろんな切り口があると思います。すべてにスマホが関わっているので、アプローチしていかなくてはいけない問題だと感じます。

会長　　　　学校現場では場面指導という言葉がありまして、いかに教員がその場その場で対応していくか、保護者に対してどういう言葉をかけていくのかが問われています。ここのメンバーだけではなくて、教育委員会の大きな問題になってきているのは事実だろうと思います。おそらく学校でも生徒指導の多くがこの問題に依拠していると思われます。これを解決していくのは教育しかないと思うので、大変重要なポイントを示唆いただいたと思います。また事務局のほうから、関係の教育委員会にお話しいただけたらと思います。

委員　　　　私学の現場でもスマホは問題になっています。大阪は不登校がナンバーワンと言われますけど、人間関係で悩んで不登校になることが多くて、その原因がtwitter等で誹謗中傷されたからと言います。そんな問題を解決していくのが、日々の生徒指導の大半なんです。先ほどＤＶＤ付き冊子をいただきましたが、入学式に保護者全員が揃う機会に、講演やＤＶＤ上映などで啓発を行っています。各方面で取組が進んでいますが、私学も同感です。小中学生の携帯保有率は非常に高いです。

ただ、大人のモラルの低下が子どものモラルの低下に繋がっていると感じます。親子の会話もＬＩＮＥで、というのはよく聞く話です。ＬＩＮＥは悪いとは言いませんが、伝わりきれないところがあります。学校現場はそういう事情もよく理解して、指導していかなくてはならないと思っています。

委員　　　　不登校・いじめはスマホが原因と言いますが、その通りなんです。それで、不登校になった子は家で何をしているのかと言うと、Youtubeで動画を見たり、ネットでゲームしたりしているんです。やることがいっぱいあるんです。学校に行かないとつまらない、ということが無くなったんです。あと、いじめの場合もネットが中心で、包囲網をつくってしまいます。

　　　　　　保護者に対しての啓発にも苦労しています。スマホに関しての講演会を開催しても来てくれません。入学式のあと、卒業式まで来ないような保護者もいる。そこで、入学式のあとに１時間、スマホの講演会をやったんです。でも、１時間というのも長い。もっと短い時間で伝えられるものが必要だと思っています。

　　　　　　あと、私は愛知県の弁護士会と法教育について一緒にやっていまして、いじめに関する教育のシナリオを作っているんです。大阪でも、是非一緒にやりましょう。昨日は警察大学校で教えていたんですが、警察だけでも無理なんですよね。弁護士だけでも無理。ここは各機関から委員の方が集まっている。これはとても貴重な機会なので、大人みんなで手を合わせて新しいものを作っていけたらと思います。事業者も何かやらなくてはと思っている。今はそんな良いタイミングですので、協力して取り組んでいったら良いのではないかと思います。

　　　　　　あと、ポケモンＧＯは今まだ第一段階で、大人がターゲットになっていますが、今後どんどん機能が進化して子どもを取り込んでいくと思います。その時が勝負だと思っています。

会長　　　　ひとつのツールから様々な問題が派生しています。思い起こせば不登校という概念は高等学校には平成15年までは無かったんです。中学校の不登校が平成11年、12年にピークになって、その子どもたちがリセットしながら学校に通うようになった時に、高校で大きな問題が初めて起こった。そこで平成16年に文部科学省が重い腰を上げた。高校の不登校は、ともすれば留年、中退、そしてその後の進路に大きな影響を与える、そして今やその原因として、スマホ・ＳＮＳが大きく作用し始めているということだろうと思います。

それでは次の議題、「市町村における青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組み

　　　　　の整備について」を事務局からご説明をお願いします。

事務局　　　それでは、資料2と2-2の「市町村における青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備について」をご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。まず背景ですが、情報化社会の進展や雇用環境の変化、貧困の問題、そうしたものが家庭や地域における養育力の低下を生み、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる必要性が高まりました。

こうした背景から国の法整備が進みました。子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策推進法、生活困窮者自立支援法があります。つい先日内閣府から発表されたひきこもり青少年の推計は、約54万人となっており、大阪府では約4万人の若者が居るという推計になります。大阪府では不登校率も中退率ワーストワンとなっています。

子ども・若者育成支援推進法が制定された背景には、従来の個別分野における縦割り的な対応での限界があり、複雑多岐にわたる問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難である、だから様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援が必要だという考えがあります。この法の中で、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう求めています。

つづいて資料2-2です。以上を踏まえて青少年課で取り組んでいることとして、１．推進体制の確立です。大阪府では、子ども・若者育成支援推進法に基づき、大阪府子ども・若者支援地域協議会（庁内会議）を設置しています。従前のひきこもりサポーター連絡会（H17.6設置）をベースに、法定協議会としてH27年6月に改編設置しました。　市町村担当者連絡会議において市町村が実施する支援の調整、研修、情報提供も行っています。次に、２．支援体制の構築です。子ども・若者自立支援センター登録制度として、困難を有する青少年の支援を適正かつ継続的に実施できる民間支援団体７団体、10センターを登録・公表し、若者やその家族が安心して支援を受けることができるように、市町村が安心して協働することができるように環境を整備しています。次に、３．研修システムの確立です。ひきこもりサポーター養成研修事業を実施し、実際の支援にあたる民間支援団体や市町村職員等を対象に資質の向上を図る研修を行っています。また、４．困難を有する青少年を発見・誘導する仕組みづくりとして、民生委員・児童委員を対象とした研修を実施しています。最後に、５．ボランティア制度の構築です。ボランティアの募集、登録、研修を行い、コーディネートの上、青少年支援の現場に派遣しています。

　　　　　　課題としましては、広域自治体である府は、困難を有する子ども・若者の所在確認等のニーズの把握や長期の支援に限界がございます。相談者に寄り添った支援をするためには、相談者に近い市町村での支援体制が不可欠ですが、市町村における　子ども・若者支援地域協議会（地域支援ネットワーク）の設置がなかなか進まず、現在のところ府内で３市の設置にとどまっています。

　　　　　　今後の方向性としましては、市町村に協議会（地域支援ネットワーク）を設置してもらうため、複数パターンのモデル案を策定し、これを実践しながら支援マニュアルの作成を目指していきたいと考えています。３年間のスパンで考えておりまして、１年目は府内外の先進事例をもとに、府内市町村が地域の実情に応じて、実施可能な協議会のモデル案を複数パターン策定します。その際には、設置意思のある市町村と協働で、人口規模や地域性、支援資源、既存ネットワークの活用等を踏まえたモデル案を策定したいと思っています。適宜、民間支援団体の意見も聴取します。複数市域にまたがる支援、相談者の転出・転入への対応といった、近隣市町村との連携のあり方も検討します。

　　　　　　２年目は、そのモデル案を試行して、「協議会設置・青少年支援マニュアル」を作成します。幾つかの市町村でモデル案を実践しながら、ブラッシュアップしていきます。定期的に情報共有の会議を開催し、課題の洗い出し等を行い、先行市や府は助言や支援機関へのつなぎ等を行います。また、困難を有する子ども・若者の実態把握のため、民生委員・児童委員等に対するアンケートを実施したいと考えております。また、他の市域でも協議会を設置できるようマニュアルを作成し、近隣市町村との連携のあり方も盛り込みたいと思います。

　　　　　　３年目は、地域の実情に応じた協議会の設置と「協議会設置・青少年支援マニュアル」の普及です。いくつかの市町村で試行したモデル案をブラッシュアップして地域事情に応じた　　 協議会を設置して、府は市町村間の広域的な連携体制の構築支援など、環境整備を促進します。　「協議会設置・青少年支援マニュアル」を府内全市町村に配布し、協議会の設置促進を図りたいと考えています。大阪府が設置する協議会と市町村が設置する協議会との役割分担についてですが、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、府はそのバックアップをします。単独の市町村だけでは対応が難しい困難事例等について、助言や専門機関へのつなぎ等を実施したり、情報提供や研修の実施で市町村の協議会へのバックアップを行い、相談者の社会参加・社会的自立を行う、このような方向性で考えております。

会長　　　　支援を必要とする若者を見つけ、相談を引き出すのは難しいことです。この問題について、様々な観点からのご意見やご質問等ございますでしょうか。

委員　　　　子どもの貧困率についてですが、児童・思春期の精神医学の観点からも、貧困状態の方の中での精神疾患であったり、子ども達の環境が不十分なことが原因で精神的なダメージを受けるということが多かったりするのですが、大阪の貧困率は出ないのでしょうか。

事務局　　　貧困率等については、福祉部子ども室で調査中です。

委員　　　　やはりまず、大阪府の中での貧困の状態を把握することから始めるべきだと思います。貧困の連鎖が起きないような援助を具体的に考えていかなければいけないと、医療者の立場から思います。

委員　　　　子どもの貧困率が高いことについてですが、多くはひとり親家庭、母子家庭が占めているのではないかと思います。この点から、是非、青少年家庭の支援という観点を加えていただきたいと思います。資料１の説明の中でも、保護者の問題という意見が各委員から出ましたが、ひとり親だったり共働き家庭の増加で、忙しくてなかなか子どもと接することができない、接したくてもそこに至らないという状況もあるかと思います。是非、青少年家庭の支援という考えを積極的に取り入れていただきたいと思います。

委員　　　　私は学童保育に関する仕事もしていまして、ひとり親家庭や共働き家庭の子どもたちをみています。子どもをみる時間が無い親って、実はそんなに居ない気がします。子どもの話を聞かずに、スマホばっかりずっといじっている親も多いです。親のモラルの低下という話が出ていましたが、親が自己中心的になっているという面もあると思います。親を育てる親教育、大人のモラルを育てるようなことが必要だと思います。

　　　　　　あと、フォーマルな制度の対象にならない、いわゆるグレーゾーン（はざま）の子どもたちもいます。これを地域の力で発見することが大切だと思うのですが、民生委員・児童委員等へのアンケートとありますが、果たしてどれくらいそのあたりの実態を知っておられるのかなという気がします。これは質問なのですが、就学援助率とはなんでしょうか。

会長　　　　要保護児童という概念があり、国が２分の１市町村が２分の１で、学用品や修学旅行等の費用を援助しています。大阪の就学援助率は全国に比べると２倍程度になっています。

委員　　　　私は若者支援の現場から、豊中市の子ども・若者地域支援協議会にも参加しております。その立場から意見を申し上げたいと思います。私の所属している団体は行政の委託事業を中心に15歳から39歳の若者の自立支援、就労支援に携わっています。若者支援の現状についてざっくり申し上げますと、ここ20年か30年くらいで労働市場や社会環境が大きく変わり、若者を取り巻く環境は複雑多様化しています。ニートと言われる若年無業者や非正規就労が増大しています。就職相談を受けることがあるのですが、実は、相談内容も、人間関係であったり、発達障がい診断を学齢期に受けずに大人になって精神障害に移行してしまったり、様々なケースがあります。不登校やひきこもりでの保護者の方からの相談も受けます。生育歴、家庭の環境が大きく影響しているのを感じます。保護者の方が非正規就労で、貧困状態になっているということもあります。

　　　　　　ひとつの機関では解決できない状況ですので、民間支援団体と行政で顔の見える関係をつくることは大事だと思います。今年から豊中市も子ども・若者地域支援協議会ができましたので、私はサポートステーションの立場から参加しています。この連携が支援に繋がっているのを感じています。

会長　　　　具体的にお話しいただき、ありがとうございました。他にご意見はありますか。

委員　　　　私はＮＰＯ法人み・らいずというところに所属しております。堺市において、子ども・若者総合相談の窓口を事業受託しておりまして、子ども・若者支援地域協議会の中の特定支援機関として協議会の事務局をさせていただいています。

　　　　　　子ども・若者地域支援協議会は、顔の見える関係をつくるのにも非常に良いものだとは思うのですが、行政が新たに立ち上げるとなると、かなりの労力がかかると思います。自治体の担当の方と話していると、この話を知らなかったり、今は児童虐待の対策で忙しくてできない等、いろんな事情があるなと感じます。福祉分野だと要保護児童連絡協議会、障害分野だと自立支援協議会などが既にありますので、そうした既存のネットワークを活用していくことが考えられると思います。また、同じ大阪であっても例えば北摂と南河内では事情も違います。各自治体の状況に応じた対応も必要です。

子どもの貧困というキーワードですと、箕面市の倉田市長が発起人となって子どもの貧困対策連合を設立されましたが、その中で、どのようにして貧困状態に陥るのかを情報集約していく、定点観測していく仕組みをつくるというようなことがありました。大阪府としてもそのような情報を把握して、こうした文脈の中で、この子ども・若者支援地域協議会とどう連携していくのか等を考えていってほしいと思います。

会長　　　ありがとうございました。ほかにご意見はありますでしょうか。

委員　　　　地域ネットワークについてですが、子どもについては台帳でも管理されていて、支援の体制はしっかりしてきていると思うのですが、18歳になって支援の手から離れてしまうと、そこから彼らの情報が入ってこなくなり、ふわっと消えてしまっている感じがします。

　　　　　　今日、このような協議会があることを知り、大変感銘を受けましたが、児童相談所があれだけの労力をかけて支援してきた子どもを18歳以降になったら全てこの協議会・ネットワークで受け止めきれるかといったら非常に厳しいと思います。児童相談所ですらあれだけ予算に苦しんでいるのに、予算はどう確保するのかとか、考えは尽きません。ただ、しっかり機能すれば、今まで支援から漏れていた若者へのつなぎの役割もうまく果たしてくれるような気がします。

会長　　　　ありがとうございます。

委員　　　　私の所属する施設では、多くの児童とかかわりながら、彼らに自己肯定感や社会との関わりの中での気持ちの折り合いの付け方など教えています。ただ、彼らが社会に出て就労したときに、なかなか実社会に適応して人間関係をつくるのが難しいんです。

　　　　　　就労して一度人間関係などで失敗をしても、また再トライできるような仕組みですとか、学校や施設から離れても、気持ちの折り合いの付け方などを学べる場や就労の機会が必要だと思っています。

会長　　　　ありがとうございます。以上の意見を参考にして事務局にはしっかり取組んでいただきたいと思います。それでは最後の議題、その他の報告につきまして、事務局からお願いします。

事務局　　　それでは最後の議題「その他」へ移らせて頂きます。参考資料の紹介をさせて頂きます。こちらは本日お配りしております「大人の責任」のパンフレットに掲載されている大阪府青少年健全育成条例のうち、有害図書類や有害玩具刃物類の指定、夜間営業施設への青少年立入制限などの規制条項とその取組内容を一覧にしたものとなっています。

青少年による非行や問題行動を増加させている要因として、大人の無関心さや規範意識の低下もその一因となっています。次代を担う青少年が健やかに育つように努力するのが我々「大人の責任」だと考えております。こちらに条例の内容がわかりやすく書かれておりますので、ご参考にして頂ければと思います。

会長　　　　ありがとうございます。最後に伊藤委員より、青少年を取り巻く環境の健全化等の観点からお配りしております参考資料の「平成２７年度版コンビニエンスストアセーフティステーション活動リポート」についてご説明をお願いします。

委員　　　　私たち一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストアで行ったアンケート結果について紹介させていただきます。

私たちは安全・安心なまちづくりへの協力や、青少年環境の健全化への取組、地域との交流を進めております。女性や子どもの駆け込み、高齢者の保護、未成年者の飲酒や喫煙防止、有害図書の取扱の区分陳列などを行っております。体験学習の受け入れで地域との交流も行っております。皆様方には、コンビニエンスストアがこのような活動も行っていることをご理解いただきたいと考えております。

会長　　　　ありがとうございます。これからも官民連携して青少年を支える健全な社会環境づくりを推進してもらいたいと思います。それでは、他にご意見・ご質問等なければ、以上で、本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局　　　角野会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。できれば年度内に次回の審議会を開催したいと考えております。

それでは、これをもちまして、平成２８年度第1回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議ありがとうございました。